

古座川町物価高騰対応重点支援給付金 (追加支援分) (3万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 古座川町物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、令和6年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 令和6年12月13日時点で古座川町に住民登録がある人が対象です。
- 世帯員に未申告者がいる場合、基準日においてどの市町村にも住民票の登録がされていない場合等は役場から書類は届きません。別途申請が必要となります。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

19歳未満のお子様を扶養している世帯
については児童1人につき2万円加算

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を
受理した日から3週間後が目安です。

前回の給付金との変更点

今回の給付金は

世帯全員の令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯のうち、
課税されている親族等から扶養を受けていない世帯が対象となります。

◆役場から「確認書」が届きましたら、課税されているご家族の扶養に入っていないかをご確認いただき、扶養に入っていない場合は返信用封筒にてご返信をお願いします。

○ 申請期限：令和7年5月30日

・お問い合わせ：古座川町住民生活課給付金係

☎：0735-67-7900